

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町一丁目14番5号
株式会社 松屋フーズホールディングス
代表取締役社長 瓦 葺 一 利

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席はお控えをいただき、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

本年は会場も変更となっており、感染拡大防止への対応から、お越しいただいてもご入場できない場合もございます。

書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができまので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、令和2年6月26日（金曜日）午後6時までに行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都武蔵野市中町一丁目14番5号
株式会社松屋フーズホールディングス本社 5階会議室
※昨年と会場が変更になっております。
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第45期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

<新型コロナウイルス感染症予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席はお控えいただき、書面による議決権行使またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

スマートフォンをお持ちの株主様は、議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る方法により、ログインIDやパスワードを入力することなく議決権行使が可能ですので、4頁をご確認の上ご活用ください。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、検温の実施、アルコール消毒、マスク着用にご協力いただくほか、株主様の間隔を確保するため入場者数を制限する場合がございますこと、発熱等が確認された株主様のご入場をお断りすること、株主総会の時間を

短縮する等の感染拡大防止に必要な対応を講じる予定でありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。
- ◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.matsuyafoods-holdings.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.matsuyafoods-holdings.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り会場へのご出席はお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面もしくはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和2年6月26日（金曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和2年6月26日（金曜日）
午後6時入力完了分まで



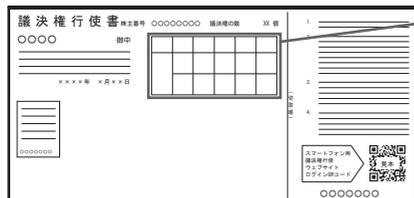
株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和2年6月29日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

なお、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)

(受付時間 9：00～21：00)

(提供書面)

事業報告

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善に伴い緩やかな景気回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、日韓関係の悪化等、不安定な政治経済情勢に加え、新型コロナウイルスの感染が拡大し、先行きは不透明な状況にあります。外食業界におきましては、食材価格や人件費の上昇、為替の変動等により経営環境は一層厳しさを増しております。

このような環境の中で、当社グループは以下のような諸施策を推進し、業容の拡大と充実に積極的に取り組んでまいりました。

新規出店につきましては、牛めし業態20店舗、とんかつ業態14店舗、鮪業態3店舗、その他業態11店舗（うち海外3店舗、うちFC1店舗）の合計48店舗を出店いたしました。一方で、直営の牛めし業態15店舗、とんかつ業態3店舗、その他業態4店舗（うち海外1店舗、うちFC1店舗）の合計22店舗につきましては撤退及びFC契約の解除をいたしました。したがって、当連結会計年度末の店舗数はFC店を含め、1,207店舗（うちFC6店舗、海外14店舗）となりました。この業態別内訳としては、牛めし業態963店舗、とんかつ業態199店舗、鮪業態11店舗、その他の業態34店舗となっております。

新規出店を除く設備投資につきましては、155店舗の改装（全面改装9店舗、一部改装146店舗）を実施した他、工場生産設備などに投資を行ってまいりました。

商品販売及び販売促進策につきましては、「ごろごろ煮込みチキンカレー」「和風タルタルチキン定食」「うまトマハンバーグシリーズ」「鶏のバター醤油炒め定食」「お肉たっぷり牛鍋膳」「厚切り豚テキ定食」「豆腐キムチチゲ」「プルコギ定食」「牛とじ丼」「超粗挽きビーフハンバー

グステーキ定食」「お肉たっぷり焼き牛めし」の期間限定メニューの復刻販売、新商品として「トマトフォンデュソースのビーフハンバーグステーキ定食」「創業ビーフカレー」「うな丼」「味玉オリジナルカレー」「牛肉と筍のオイスター炒め定食」「ごろごろチキンのバターチキンカレー」「お肉どっさりグルメセット」「牛と味玉の豚角煮丼」「豚焼肉と豚角煮のあいもり定食」「牛焼肉と茄子のにんにく味噌定食」「ビーフシチュー定食」「うまとろ豚たま牛めし」「シュクメルリ鍋定食」「カチャトーラ定食」を販売いたしました。また、創業祭として『カルビ増量キャンペーン』、2018年6月に開催いたしました『松屋復刻メニュー総選挙2018』のスピノフ企画である“Twitter松屋ボツメメニュー裏総選挙”において1位となりました「焼き牛めし」の販売、「平成のロングセラー“豚”ビビン丼」と「新作“牛”ビビン丼」を『松屋ビビン丼対決』として販売し、対決期間中販売数の多かった「“豚”ビビン丼」の復刻販売等を実施いたしました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の連結ベースの業績は次のとおりとなりました。

まず、売上高につきましては、既存店売上が前期比105.3%と前年を上回ったことに加え、前年度以降の新規出店等による売上増加分が寄与したこと等により、前期比8.5%増の1,065億11百万円となりました。

売上原価につきましては、食材価格の上昇や労務費の上昇等により、原価率が前期の32.8%から33.0%と上昇いたしました。

販売費及び一般管理費につきましては、売上高に対する比率が前期の63.2%から62.2%と改善いたしました。この要因は、売上高の上昇により、固定費の割合が低下したことによるものです。なお、当社において重視すべき指標と認識しているFLコスト（売上原価と人件費の合計。FOODとLABORに係るコスト）の売上高比は、前期の67.0%から66.7%へと改善いたしました。

以上の結果、営業利益は前期比30.8%増の50億79百万円、経常利益は前期比30.0%増の54億38百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比18.5%増の26億4百万円となりました。

② 資金調達の様況

当連結会計年度中において、グループの所要資金として、金融機関からの借入により約113億円を調達しております。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

③ 設備投資の様況

当連結会計年度中に実施しました設備投資関連の総額（敷金、保証金含む）は、約64億円であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、上記金額には、次の費用性資産への投資額が含まれております。

イ. 新規店舗開設時の少額厨房機器等 206,856千円

ロ. 店舗リニューアル時の少額厨房機器等 490,433千円

設 備 の 内 容	投 資 金 額
新 規 店 舗 開 設	2,675,442千円
既 存 店 舗 リ ニ ュ ー ア ル 等	2,208,894
生 産 物 流 設 備	1,431,689
そ の 他 設 備	132,867

(注) 当連結会計年度の設備資金は自己資金及び金融機関からの借入金によって充ちいたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第42期 (平成29年3月期)	第43期 (平成30年3月期)	第44期 (平成31年3月期)	第45期 (当連結会計年度 令和2年3月期)
売 上 高 (千円)	89,039,270	93,006,081	98,158,634	106,511,113
経 常 利 益 (千円)	5,063,450	4,375,225	4,182,897	5,438,380
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	2,836,890	2,380,852	2,197,643	2,604,295
1株当たり当期純利益	148円86銭	124円94銭	115円32銭	136円66銭
総 資 産 (千円)	57,146,350	58,302,822	65,026,191	73,173,228
純 資 産 (千円)	37,172,987	39,078,966	40,808,255	42,953,024
1株当たり純資産額	1,950円65銭	2,050円68銭	2,141円46銭	2,254円01銭

(3) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
		%	
株式会社松屋フーズ	90,000千円	100	日本国内における飲食店舗の運営及び食品の製造
株式会社エム・ティ・ティ	90,000千円	100	厨房機器の総合メンテナンス及び建設施工監理、給排水工事
株式会社エム・エル・エス	90,000千円	100	クリーニング事業及び衛生用品(洗剤)の販売業務
株式会社トレンジエクスプレス	10,000千円	100	当社グループ内における食材等の配送事業
株式会社松屋ファーム	1,000千円	100	農業及び農業の代行・受託
青島松屋商貿有限公司	2,896千元	100	中華人民共和国における地場企業に対する技術指導、各種業務受託
上海松屋餐飲管理有限公司	37,185千元	100	中華人民共和国における飲食店舗の運営
台灣松屋餐飲股份有限公司	110,000千台湾ドル	100	台湾における飲食店舗の運営
Matsuya Foods USA, Inc.	17,000千米ドル	100	米国における持ち株会社としてのマネジメント業務等
Matsuya International, Inc.	1,000千米ドル	100(100)	米国における食材の仕入・加工・販売
Matsuya New York, Inc.	154千米ドル	100(100)	米国における飲食店舗の運営

(注) 1. 議決権比率の欄の()内は、連結子会社である「Matsuya Foods USA, Inc.」による間接所有割合であり、内数表示してあります。

2. 「Matsuya International, Inc.」は、全業務を「Matsuya New York, Inc.」へ移管しております。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産
株式会社松屋フーズ	東京都武蔵野市中町一丁目14番5号	33,625,710千円	54,456,449千円

(4) 対処すべき課題

現在、外食業界各社は消費環境の変化や業態の壁を超えた競争の激化等によって、企業淘汰の時代に入っております。また、新型コロナウイルスの感染拡大もあり、消費者の安全・安心への視線はより厳しいものとなっております。

このような環境下、当社グループでは、「企業規模拡大と質的充実の機会」と捉え、顧客指向と効率的な経営体制を一層進めて、企業価値向上を図ってまいります。

対処すべき課題として次のとおりと考えております。

① 店舗における競争力強化

当社グループは顧客第一主義を掲げる観点から、顧客と実際に接する店舗について、以下の取り組みを推進して競合他社に対する優位性を確立してまいります。

イ. 売上高増加・入客数拡大戦略

おいしさと品質、安全・安心を追求し、顧客ニーズを満たした新商品の投入と既存商品のブラッシュアップに取り組んでまいります。そして、Q S C (Quality商品の品質、Serviceサービス、Cleanliness清潔さ) の向上、計画的な販売促進・有効な広告宣伝の実施、また、成長戦略として好立地への新規出店、店舗の改装・修繕のリニューアルを行ってまいります。

さらに、QRコード決済等のキャッシュレス化、松弁ネット・松券セレクトの推進により、お客様の利便性の向上を図るとともに、宅配弁当対応店舗・オフィス等への弁当自販機設置拡大による一層の入客数の増加に取り組んでまいります。

また、インターネット通販等による冷凍個食パックの販売を強化し、幅広く当社グループの商品を購入いただける施策を推進してまいります。

ロ. 生産性向上

省人化・省力化を推進すべく、セルフサービス店舗の推進、店舗内の作業の見直しや、オペレーション省力化のための機械化投資やシステムの整備等によって、効率化を推進し、生産性を高めてまいります。

② 業態の開発・海外展開

とんかつ業態「松のや」も200店舗(令和2年4月30日現在)を達成し、当社グループの主力業態として確立してまいりました。今後のさらなる出店・拡大に向けて、インフラの標準化・QSCの底上げ等に注力してまいります。

また、鮨・中華・カレー・ステーキの各業態におきましても、次の主力業態として確立すべく、出店を推進してまいります。

さらに、海外におきましては、米国(ニューヨーク)・中国(上海)・台湾(台北)に出店しておりますが、海外店舗拡大は今後の当社の成長に不可欠な要素であると認識し、推進してまいります。

③ 人材育成

当社の企業理念である「みんなの食卓でありたい」の実現には、すべての従業員が高品質なサービスを提供し、CS(顧客満足)を実現できる人材となることが不可欠であると認識しております。従業員の多国籍化、働き方の変化に対応すべく、マニュアルの多言語化・VR(バーチャルリアリティ)を使用したトレーニング等、さまざまな教育プログラムを推進しております。

また、働き方改革を踏まえ、健康で働きやすい職場環境の整備を実現することで、社員が自己研鑽に励める環境づくりを行います。

④ 食材調達・生産体制の強化、原価率の適正化

原産地の異常気象や法律・規制の変更等により、安定調達が困難となるリスクや為替変動等による価格上昇のリスクを想定し、仕入先・仕入地域の多様化・分散化、直接購買の推進に取り組んでおります。

また、各工場における生産設備の稼働率向上による、生産能力の増強と効率化に加え、神戸市六甲アイランドに六甲生産物流センターを設立し、令和2年6月より稼働しております。

さらに、メニュー開発とその販売構成比増加、食材ロス削減、在庫水準のコントロールを推進して原価率の適正化を図ってまいります。

⑤ 災害等への対応

当社グループでは、地震・台風等の自然災害および流行性重篤感染症により事業継続が困難となる状況に備えて様々なリスクを想定し、従業員の安全確保、早期復旧のために事業継続計画を制定しております。

ただし、全てを予見することは不可能であり、想定外の事象が発生した場合は災害対策本部を設置し、迅速かつ適時適切に対処しております。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、我が国政府は全国を対象に緊急事態宣言が発令されました。これを受けた各自治体は、外出自粛・施設の使用制限・出勤7割減等の要請を行い、経済活動に甚大な影響をもたらしております。飲食店におきましては、営業時間の短縮が求められ、外食を控える動きとも重なり、売上高の減少が続いており、今後の先行きが見通せない状況にあります。

そのような中で当社グループは、商業施設閉鎖に伴う休業店舗、営業時間短縮店舗、一部時間帯を弁当販売のみとする店舗等、各自治体の要請に沿った店舗営業を行うと共に、新型コロナウイルス対策本部を設置し、「従業員の健康チェックと手洗いの徹底」「店内消毒の徹底」「各店舗へのアルコールの設置」「マスクの着用」等の取り組みを全国の店舗で実施しており、今後も食のインフラとしての責務を果たすべく、努力してまいります。

(5) 主要な事業内容（令和2年3月31日現在）

当社グループは、牛めし・カレー・定食・その他井業態「松屋」、とんかつ業態「松のや」の運営を主力事業として展開しております。なお、下記各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができます。

- ① 飲食店業（牛めし定食事業・とんかつ事業・鮨事業等）
- ② 農畜水産物等、食品原材料の販売及び輸出入
- ③ 農畜水産物を原料とする加工調理食品の製造、販売及び輸出入
- ④ フランチャイズ形態による飲食店業の技術及び経営指導
- ⑤ 不動産賃貸及び管理
- ⑥ 厨房設備、空調設備、事務用機器、自動販売機及び飲食店用什器・備品の賃貸、売買及び輸出入（古物も含む）
- ⑦ 酒類・煙草・米穀類及び日用品雑貨の販売
- ⑧ 損害保険代理業
- ⑨ 建築物の設計、販売及び工事監理並びに土木、建築及び造園工事の施工請負業
- ⑩ 店舗建設にかかわる建築資材の輸入販売
- ⑪ 産業廃棄物・一般廃棄物の処理業及び収集運搬業
- ⑫ クリーニング業
- ⑬ リネンサプライ業
- ⑭ 衛生用品の売買
- ⑮ 内装仕上げ工事・管工事の設計並びに施工
- ⑯ 建物の維持管理業務
- ⑰ 福利厚生業務、保険事務の処理業務及び福利厚生施設の維持管理に関する業務
- ⑱ 給与計算代行業務
- ⑲ 帳票の記載、文書管理等の総務事務及び情報システムの管理運営に関する業務
- ⑳ 各号に附帯する一切の事業

(6) 主要な営業所及び工場（令和2年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都武蔵野市中町一丁目14番5号
-----	-------------------

② 子会社の主要な事業所

イ. 株式会社松屋フーズ

本 社	東京都武蔵野市中町一丁目14番5号								
嵐 山 工 場	埼玉県比企郡嵐山町花見台4番3号								
川島生産物流センター	埼玉県比企郡川島町かわじま一丁目10番								
富 土 山 工 場	静岡県富士宮市大字北山字峯4242番4								
店 舗	直営店舗 1,187店	首都圏計 699店	東京都 402店	神奈川県 123店	千葉県 68店	埼玉県 106店	—	—	
		関西圏計 223店	大阪府 125店	京都府 22店	兵庫県 56店	滋賀県 5店	奈良県 8店	和歌山県 7店	
		東海・北陸圏計 95店	愛知県 50店	岐阜県 7店	三重県 6店	静岡県 19店	富山県 5店	石川県 6店	
			福井県 2店	—	—	—	—	—	
		北関東・甲信越圏計 59店	群馬県 10店	栃木県 5店	茨城県 14店	新潟県 11店	長野県 11店	山梨県 8店	
			北海道・東北圏計 39店	北海道 14店	宮城県 11店	福島県 8店	岩手県 3店	山形県 3店	—
		中国・四国・九州・沖縄圏計 72店	岡山県 6店	広島県 12店	山口県 5店	香川県 6店	徳島県 4店	愛媛県 6店	
			福岡県 26店	熊本県 2店	鹿児島県 1店	沖縄県 4店	—	—	
				—	—	—	—	—	—
		F C 店 舗 6店	首都圏計 4店	東京都 3店	神奈川県 1店	—	—	—	—
			関西圏計 2店	兵庫県 2店	—	—	—	—	—

ロ. その他

株式会社エム・テイ・テイ	東京都練馬区関町北三丁目1番10号
株式会社エム・エル・エス	埼玉県東松山市新郷83番1
株式会社トレンジエクスプレス	埼玉県比企郡川島町かわじま一丁目10番
株式会社松屋ファーム	静岡県富士宮市大字北山字峯4242番4
青島松屋商貿有限公司	中華人民共和国
上海松屋餐飲管理有限公司	中華人民共和国
台灣松屋餐飲股份有限公司	台湾
Matsuya Foods USA, Inc.	アメリカ合衆国
Matsuya International, Inc.	アメリカ合衆国
Matsuya New York, Inc.	アメリカ合衆国

(7) 従業員の状況（令和2年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数	前連結会計年度末比増減 (△は減少)
国内飲食事業	1,388 (8,531) 名	26 (153) 名
その他事業	146 (109)	16 (△20)
全社	79 (26)	35 (25)
合計	1,613 (8,666)	77 (158)

- (注) 1. 従業員数は社員であり、パートタイマー（1日8時間換算による月平均人数）は、（ ）外数で記載しております。
2. その他事業の従業員数のうち、25名は国内飲食事業からの受入出向者であります。
3. 全社の従業員数のうち、36名は国内飲食事業からの受入出向者であります。
4. 国内飲食事業の従業員数のうち、8名は全社からの受入出向者であります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減 (△は減少)	平均年齢	平均勤続年数
男性	35名	0名	45.9歳	17.1年
女性	8	△1	34.0	10.9
合計または平均	43	△1	43.7	16.0

- (注) 1. 上記の他にパートタイマー26名（1日8時間換算による月平均人数）が業務に従事しております。
2. 上記、従業員数には子会社、株式会社松屋フーズへの出向社員8名及び株式会社松屋フーズからの受入出向社員36名を含んでおりません。
3. 上記、従業員数には嘱託1名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（令和2年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社商工組合中央金庫	3,302,152千円
株式会社三井住友銀行	2,408,420
株式会社みずほ銀行	1,717,931
農 林 中 央 金 庫	1,152,860
信 金 中 央 金 庫	1,127,450
株式会社三菱UFJ銀行	1,098,859
株式会社横浜銀行	916,000
三井住友信託銀行株式会社	506,030
株式会社りそな銀行	366,680
株式会社千葉銀行	296,430

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和2年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,063,968株
- ③ 株主数 46,604名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
瓦葺利夫	3,847,100株	20.19%
有限会社テイケイケイ	2,979,441	15.63
有限会社トゥール	1,830,000	9.60
瓦葺一利	936,500	4.91
瓦葺香	744,372	3.91
株式会社商工組合中央金庫	518,400	2.72
株式会社SMB C信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	311,000	1.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	258,900	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	222,100	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	192,300	1.01

（注）持株比率は自己株式（7,724株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和2年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	瓦 葺 利 夫	
代表取締役社長	瓦 葺 一 利	株式会社松屋フーズ代表取締役社長兼商品本部長 株式会社エム・テイ・テイ代表取締役社長 株式会社エム・エル・エス代表取締役社長
専務取締役	丹 沢 紀 一 郎	財務経理部長 株式会社松屋フーズ専務取締役経営管理本部長
取 締 役	薄 井 芳 人	株式会社松屋フーズ常務取締役生産物流本部長 青島松屋商貿有限公司董事長
取 締 役	大 蔵 達 也	シェアードサービスセンター長 株式会社松屋フーズ取締役
取 締 役	藤 原 英 理	あおば社会保険労務士法人代表社員
常勤監査役	鈴 木 治 夫	株式会社松屋フーズ常勤監査役
監 査 役	高 梨 宏 樹	株式会社ヨネイ社外監査役
監 査 役	今 村 幸 雄	特定非営利活動法人新現役ネット事務局長

- (注) 1. 取締役のうち藤原 英理氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち高梨 宏樹氏及び今村 幸雄氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 事業年度中における取締役及び監査役の役職及び主な担当の変更は、以下のとおりであります。

令和元年6月25日付の変更内容

氏 名	旧役職及び主な担当	新役職及び主な担当
今 村 幸 雄	—	社外監査役

令和元年12月1日付の変更内容

氏 名	旧役職及び主な担当	新役職及び主な担当
丹 沢 紀 一 郎	専務取締役 財務経理部長兼人事部長	専務取締役 財務経理部長

令和2年2月1日付の変更内容

氏 名	旧役職及び主な担当	新役職及び主な担当
大 蔵 達 也	取締役	取締役 シェアードサービスセンター長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼務の状況
藤ノ木清	令和元年6月25日	任期満了	社外監査役 公認会計士藤ノ木事務所

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取(うち社)外取締役	6名 (1)	174,774千円 (4,161)
監(うち社)外監査役	4 (3)	17,274 (5,295)
合計	10	192,048

- (注) 1. 平成16年7月より、使用人兼務取締役の使用人分給与を廃止しておりますので、全額役員報酬としております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第31期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第31期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。
4. 上表には、令和元年6月25日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

令和元年6月25日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対し、役員退職慰労金800千円を支払っております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役藤原 英理氏は、あおば社会保険労務士法人代表社員を兼務しております。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

監査役高梨 宏樹氏は、株式会社ヨネイ社外監査役を兼務しております。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

監査役今村 幸雄氏は、特定非営利活動法人新現役ネット事務局長を兼務しております。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における取締役会には、藤原 英理取締役が14回中13回、高梨 宏樹監査役が14回中14回、今村 幸雄監査役（令和元年6月25日就任以降）が11回中11回出席し、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、客観的及び中立的立場から適宜発言し意見等を述べております。

当事業年度における監査役会には、高梨 宏樹監査役が14回中14回、今村 幸雄監査役（令和元年6月25日就任以降）が11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回実施されております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40,000千円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおり
であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す るための体制

イ. 企業としての基本的な倫理観を定めた「松屋フーズホールディングス
グループ倫理綱領」及び不祥事の発生を未然に防ぎ、健全な企業行動を
促進しさまざまなステークホルダーから信頼される企業風土を醸成する
ために「松屋フーズホールディングスグループ行動基準」を制定し、法
令・社内規程の遵守及び社会規範の遵守を企業活動の前提とすることを
徹底しております。

なお、「松屋フーズホールディングスグループ倫理綱領」及び「松屋
フーズホールディングスグループ行動基準」についてとりまとめた「松
屋フーズホールディングスグループコンプライアンスの手引き」を全役
職員が閲覧できる体制をつくり、コンプライアンスのための教育ツール
として活用しております。

ロ. コンプライアンスの取り組みについては、法務担当グループにおいて、
松屋フーズホールディングスグループ全体を横断的に統括することとし、
定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施しており
ます。

ハ. コンプライアンスに反する行為及びコンプライアンスに反する疑いの
ある行為等について、従業員等が直接、相談・通報する手段としてのホ
ットライン（ホイッスルテレフォン）を法務担当グループに設置・運営
しております。

なお、従業員・取引先等からの相談・通報の適正な処理に関する仕組
みを定めた「通報者保護規程」を制定しております。

ニ. 今後、既に制定している「綱領」、「基準」及び「規程」の厳格な運
用と監視を含めた管理体制等の整備を推進してまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体等（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるようにしております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 松屋フーズホールディングスグループにおいて発生しうる各種リスクについて、発生を防止する管理体制の整備及び発生した各種リスクへの適切な対応を定めた「松屋フーズホールディングスグループリスク管理規程」を制定しており、松屋フーズホールディングスの取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置（事務局を法務担当グループに置く）して、リスク管理に関する方針の策定及び体制の整備等松屋フーズホールディングスグループの全社的対応を行っております。

ロ. 松屋フーズホールディングスの各部及びグループ各社を単位とする部門の長が、それぞれ部門内のリスク管理責任者としてリスク管理を行っております。

ハ. 松屋フーズホールディングスグループの信用販売等により生ずる貸倒れ等を未然に防止する、もしくは最小限に抑え、経営の健全性が損なわれないようにするため、新規の取引開始及び債権の管理等について「与信管理規程」を制定しております。

ニ. 今後、既に制定している「規程」及び既に設置している「委員会」の厳格な運用と監視を含めたリスク管理体制等の整備を推進してまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 自立的なコーポレート・ガバナンスの強化とスピード重視の効率的な職務執行のため、取締役会等の事前に重要事項を審議する場として、「グループ経営戦略会議」を定期的及び必要な都度開催しております。この「グループ経営戦略会議」には、原則として全取締役が出席し、月次実績のレビューや取締役会決議事項のうち事前審議が必要な事項、中期経営計画に関する事項、新規事業及び投資案件等について集中的に審議を行っております。

ロ. 店舗・本部・工場・物流センター・グループ各社を結ぶブロードバンドによる全社ITネットワーク網を構築し、ITネットワークを駆使したイントラネットシステムMKC-Plaza (Matsuya Knowledge Collaboration Plaza) を立ち上げ、情報の共有化と各セクションの連携をより強力なものにしており、メール、掲示板、文書管理及びワークフロー機能（電子稟議システム）を活用することで、取締役の職務の執行を含めた事務の効率化を図っております。

ハ. 今後も、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制整備を推進してまいります。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

松屋フーズホールディングスグループ全体の内部統制に関する担当部署を内部監査部とし、グループ各社における内部統制体制の構築及び実効性を高めるための諸施策を立案するとともに、必要に応じグループ各社への指導・支援等を実施しております。また、当社の主要部門長及び監査役が子会社の取締役、監査役にそれぞれ就任することで、取締役等の職務の執行が効率的になり、かつ職務執行に対する牽制機能が働く体制を構築しております。なお、松屋フーズホールディングスグループでは、「松屋フーズホールディングスグループ倫理綱領」及び「松屋フーズホールディングスグループ行動基準」を基に、法令・社内規程の遵守及び社会規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査部長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

松屋フーズホールディングスグループの取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、松屋フーズホールディングスグループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告する体制を整備しております。なお、従業員・取引先等からの相談・通報の適正な処理に関する仕組みを定めた「通報者保護規程」を制定しており、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役会と取締役社長との定期的な意見交換会を設定しております。

ロ. 役職員の監査役監査に対する理解を深めるとともに、監査役監査の環境整備を推進してまいります。

ハ. 監査役監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士や弁護士等の外部専門家の意見を拝聴することとしております。これら監査役監査において生じる費用又は債務は、会社が負担いたします。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力及び団体に対しては、断固として対決し、常に「利用しない」「金をださない」「恐れない」「交際しない」を基本原則として毅然とした態度で臨んでまいります。

ロ. 対応統括部署を総務担当グループ、不当要求防止責任者を総務担当部長とし、お客様相談室、法務担当グループを整備するとともにマニュアルを作成し、それらに基づき全社一丸となって対応してまいります。また、警察及び(財)暴力団追放運動推進センター主催の講習会等に参加し情報収集に努めてまいります。なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について「松屋フーズホールディングスグループコンプライアンスの手引き」に記載し、全役職員が閲覧できる体制をつくり、教育ツールとして活用しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、取締役会において決議された「松屋フーズホールディングス内部統制構築のための基本方針及びその体制等」に基づき、体制の整備・運用を実施しております。

① 取締役の職務執行について

定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜開催し、取締役会規程に定めた事項等、経営に関する重要事項等を決議しております。さらに、自律的なコーポレート・ガバナンスの強化と迅速かつ効率的な職務執行のため、グループ経営戦略会議を必要な都度開催しており、重要案件について集中的に審議するなど、業務執行の適正性及び効率性等を確保しております。また、情報の管理及び保存は、関連規定に基づき適切に管理することとし、必要に応じて閲覧できるようにしております。

② 監査役の職務執行について

監査役は取締役会に原則毎回出席し、意見を述べております。さらに監査役会を適宜開催し、職務執行状況の監視を行う等、監査体制の充実を図っております。また、取締役社長や会計監査人及び内部監査部門等と必要に応じ情報交換等を行っており、取締役の職務執行及び内部統制の運用状況等を確認しております。なお、監査役の職務執行により生じる費用等は適切に精算しております。

③ 当社子会社における業務の適正の確保について

当社では、当社の主要部門長及び監査役が子会社の取締役、監査役にそれぞれ就任しており、当社子会社における重要事項を把握できる体制を整備し、管理しております。また、必要に応じて指導及び支援等を実施し、業務の適正性を確保しております。

④ コンプライアンス及びリスク管理について

当社では、「松屋フーズホールディングスグループ倫理綱領」及び「松屋フーズホールディングスグループ行動基準」についてとりまとめた「松屋フーズホールディングスグループコンプライアンスの手引き」を全役職員が閲覧できる体制を整備し、従業員教育に組み入れた「コンプライアンス教育」を実施しております。さらに、通報者保護規定を制定し、コンプライアンスに関して従業員等が直接相談・通報する仕組みを構築し、運用しております。また、松屋フーズホールディングスグループにおいて発生しうる各種リスクへの適切な対応を定めた「松屋フーズホールディングスリスク管理規程」を制定し、必要に応じ取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を開催し、全社的対応を実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除について

当社では、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携して反社会的勢力排除に向けた体制強化を図っております。また、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「松屋フーズホールディングスコンプライアンスの手引き」に記載し、全役職員が閲覧できる体制を整備して教育ツールとして活用しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業展開や経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、内部留保金は新規出店や既存店改装等の設備投資に重点配分して、競争力を維持拡大させてまいります。

当事業年度の配当金につきましては、安定配当という基本方針を継続し、従来と同水準の普通配当1株当たり24円（中間配当12円）として実施する予定であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。なお、当事業年度の中間配当につきましては、令和元年10月31日開催の取締役会で決議されております。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,727,867	流 動 負 債	16,767,867
現金及び預金	11,743,917	買掛金	2,195,727
受取手形及び売掛金	2,190,912	短期借入金	86,552
商品及び製品	651,501	一年内返済予定の長期借入金	2,276,884
原材料及び貯蔵品	3,723,945	未払金	5,795,497
その他	2,417,590	未払法人税等	1,535,794
固 定 資 産	52,445,360	賞与引当金	984,427
有形固定資産	36,249,483	その他	3,892,983
建物及び構築物	17,936,182	固 定 負 債	13,452,336
機械装置及び運搬具	1,959,668	長期借入金	10,628,816
工具、器具及び備品	2,228,469	資産除去債務	1,602,225
土地	9,341,954	役員退職慰労引当金	567,800
リース資産	835,033	リース債務	482,950
建設仮勘定	3,948,174	その他	170,544
無形固定資産	405,094	負 債 合 計	30,220,203
ソフトウェア	221,877	純 資 産 の 部	
その他	183,216	株 主 資 本	43,021,131
投資その他の資産	15,790,782	資本金	6,655,932
投資有価証券	71,994	資本剰余金	6,963,144
敷金及び保証金	12,349,260	利益剰余金	29,418,516
長期前払費用	434,551	自己株式	△16,461
店舗賃借仮勘定	223,864	その他の包括利益累計額	△68,107
繰延税金資産	1,713,211	その他有価証券評価差額金	832
投資不動産	194,987	為替換算調整勘定	△68,939
その他	812,647	純 資 産 合 計	42,953,024
貸倒引当金	△9,734	負 債 ・ 純 資 産 合 計	73,173,228
資 産 合 計	73,173,228		

連結損益計算書

(自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		106,511,113
売 上 原 価		35,118,132
売 上 総 利 益		71,392,980
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		66,313,349
営 業 利 益		5,079,631
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22,791	
受 取 配 当 金	1,587	
受 取 賃 貸 料	221,627	
協 賛 金 収 入	129,311	
そ の 他	298,365	673,683
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	53,709	
賃 貸 費 用	219,506	
そ の 他	41,718	314,934
経 常 利 益		5,438,380
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	848	
収 用 補 償 金	135,566	
そ の 他	4,357	140,771
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,488	
固 定 資 産 除 却 損	23,954	
店 舗 閉 鎖 損 失	7,878	
減 損 損 失	816,587	
そ の 他	315	851,224
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,727,927
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,292,619	
法 人 税 等 調 整 額	△168,987	2,123,632
当 期 純 利 益		2,604,295
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,604,295

連結株主資本等変動計算書

(自 平成31年4月1日)
至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成31年4月1日期首残高	6,655,932	6,963,144	27,271,571	△16,321	40,874,327
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△457,350		△457,350
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,604,295		2,604,295
自己株式の取得				△140	△140
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,146,944	△140	2,146,804
令和2年3月31日期末残高	6,655,932	6,963,144	29,418,516	△16,461	43,021,131

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 定	その他の包括利 益累計額合計	
平成31年4月1日期首残高	588	△66,659	△66,071	40,808,255
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△457,350
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,604,295
自己株式の取得				△140
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	243	△2,280	△2,036	△2,036
連結会計年度中の変動額合計	243	△2,280	△2,036	2,144,768
令和2年3月31日期末残高	832	△68,939	△68,107	42,953,024

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,503,726	流 動 負 債	3,412,881
現金及び預金	9,141,174	一年内返済予定の長期借入金	2,276,884
売掛金	303,136	未払金	149,283
貯蔵品	2,369	未払法人税等	342,433
前払費用	7,289	賞与引当金	73,645
短期貸付金	1,912,064	株主優待引当金	387,892
未収還付消費税等	1,214,748	未払消費税等	131,481
その他	10,007	その他	51,261
貸倒引当金	△87,064		
固 定 資 産	41,952,723	固 定 負 債	11,200,613
有 形 固 定 資 産	4,832,833	長期借入金	10,628,816
建物	1,377,397	役員退職慰労引当金	567,800
構築物	8,767	リース債務	1,197
機械及び装置	7,631	その他	2,800
工具、器具及び備品	32,977		
土地	3,386,616	負 債 合 計	14,613,494
リース資産	1,940	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	17,503	株 主 資 本	39,842,122
無 形 固 定 資 産	295,579	資本金	6,655,932
ソフトウェア	179,480	資本剰余金	6,963,144
その他	116,099	資本準備金	6,963,144
投資その他の資産	36,824,309	利益剰余金	26,239,507
投資有価証券	71,994	利益準備金	209,276
関係会社株式	34,295,142	その他利益剰余金	26,030,230
関係会社出資金	15,025	別途積立金	13,547,000
出資金	110	繰越利益剰余金	12,483,230
敷金及び保証金	250	自 己 株 式	△16,461
長期前払費用	36,223	評価・換算差額等	832
繰延税金資産	1,138,026	その他有価証券評価差額金	832
投資不動産	752,626		
その他	518,610	純 資 産 合 計	39,842,954
貸倒引当金	△3,700		
資 産 合 計	54,456,449	負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,456,449

損 益 計 算 書

(自 平成31年 4月 1日)
至 令和 2年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		4,121,986
営業費用		2,148,872
営業利益		1,973,113
営業外収益		
受取利息	30,639	
受取配当金	1,587	
受取賃貸料	8,210	
その他	26,934	67,371
営業外費用		
支払利息	49,170	
賃貸費用	292	
貸倒引当金繰入額	87,064	
その他	4,711	141,239
経常利益		1,899,246
特別利益		
固定資産売却益	663	
受取用補償金	25,916	26,580
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	69,318	69,318
税引前当期純利益		1,856,507
法人税、住民税及び事業税	587,609	
法人税等調整額	25,366	612,976
当期純利益		1,243,531

株主資本等変動計算書

(自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				利益剰余金計		
		資本準備金	資本剰余金計	利 益 準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
				別 積 立 金	途 金	繰越利益剰余金				
平成31年4月1日期首残高	6,655,932	6,963,144	6,963,144	209,276	13,547,000	11,697,049	25,453,326	△16,321	39,056,081	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△457,350	△457,350		△457,350	
当期純利益						1,243,531	1,243,531		1,243,531	
自己株式の取得								△140	△140	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	786,180	786,180	△140	786,040	
令和2年3月31日期末残高	6,655,932	6,963,144	6,963,144	209,276	13,547,000	12,483,230	26,239,507	△16,461	39,842,122	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成31年4月1日期首残高	588	588	39,056,670
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△457,350
当期純利益			1,243,531
自己株式の取得			△140
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	243	243	243
事業年度中の変動額合計	243	243	786,284
令和2年3月31日期末残高	832	832	39,842,954

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月13日

株式会社松屋フーズホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松屋フーズホールディングスの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松屋フーズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月13日

株式会社松屋フーズホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 ④

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広 ④

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松屋フーズホールディングスの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月15日

株式会社松屋フーズホールディングス 監査役会

常勤監査役 鈴木 治 夫 ㊟

社外監査役 高 梨 宏 樹 ㊟

社外監査役 今 村 幸 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、将来の事業展開や経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定配当を継続することを基本とし、業績並びに今後の事業展開等を勘案して配当を行うことを方針としています。

当期の期末配当につきましては、普通配当12円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は228,674,928円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 あらためて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かわら ぶき とし お 瓦 葺 利 夫 (昭和16年5月5日生)	昭和50年10月 有限会社松屋商事設立 代表取締役社長 昭和55年1月 株式会社松屋商事に会社組織を変更 代表取締役社長 昭和56年3月 株式会社松屋食品設立 代表取締役社長 昭和63年4月 株式会社松屋商事と株式会社松屋食品との合併により株式会社松屋商事 代表取締役社長 平成元年6月 株式会社松屋フーズ（株式会社松屋商事より商号変更） 代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役社長兼商品本部長 平成21年6月 当社代表取締役会長 平成30年10月 株式会社松屋フーズホールディングス（株式会社松屋フーズより商号変更）代表取締役会長（現任）	3,847,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の創業者で、高い経営理念を掲げ強いリーダーシップで会社を牽引してきた実績と、経営への幅広い知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。</p>			
2	かわら ぶき かず とし 瓦 葺 一 利 (昭和51年1月10日生)	平成13年2月 株式会社東食（現 株式会社カーギルジャパン）入社 平成18年6月 当社入社 平成23年4月 当社財務経理部長 平成23年6月 当社執行役員財務経理部長 平成24年5月 当社執行役員経営管理本部長付（官民人事交流制度により農林水産省へ出向） 平成25年5月 当社執行役員商品部長 平成25年6月 当社取締役商品部長兼国際事業部長 平成26年4月 当社取締役商品本部長兼商品部長兼商品開発部長 平成27年6月 当社常務取締役商品本部長兼商品部長兼商品開発部長 平成28年6月 当社代表取締役社長兼商品本部長 平成30年10月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社松屋フーズ代表取締役社長兼商品本部長 株式会社エム・ティ・ティ 代表取締役社長 株式会社エム・エル・エス 代表取締役社長	936,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の商品、営業、工場、財務の主要部門内で培ってきた経験と実績から経営全般を掌握し、成長志向の経営に取り組んでいることから、取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	丹沢 紀一郎 (昭和29年2月11日生)	昭和54年4月 商工組合中央金庫(現株式会社商工組合中央金庫) 入庫 平成25年6月 当社執行役員財務経理部長兼人事担当部長 平成28年4月 当社常務取締役経営管理本部長兼財務経理部長兼人事総務部長 平成29年6月 当社専務取締役経営管理本部長兼財務経理部長兼人事総務部長 平成30年3月 当社専務取締役経営管理本部長兼財務経理部長兼人事総務部長兼シェアードサービスセンター長 平成30年4月 当社専務取締役経営管理本部長兼財務経理部長兼人事部長 平成30年10月 当社専務取締役財務経理部長兼人事部長 令和元年12月 当社専務取締役財務経理部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社松屋フーズ専務取締役経営管理本部長	300株
【取締役候補者とした理由】 当社において、長く人事・財務部門に携わり、現在は専務取締役として当社経営を担っており、豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			
4	薄井 芳人 (昭和37年8月11日生)	昭和59年9月 当社入社 平成13年4月 当社商品開発部長 平成17年1月 当社中国駐在員事務所長 平成19年6月 当社取締役商品本部副本部長兼商品開発部長 平成21年6月 当社取締役商品本部長兼商品開発部長兼新規事業部長 平成23年4月 当社取締役商品本部長兼商品開発部長兼製造部長 平成26年4月 当社取締役生産物流本部長兼生産物流部長 平成28年4月 当社取締役生産物流本部長兼物流部長兼嵐山工場長兼富士山工場長 平成30年6月 当社取締役生産物流本部長兼富士山工場長兼エンジニアリング部長兼六甲生産物流センター設立準備室長 平成30年10月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社松屋フーズ常務取締役生産物流本部長 青島松屋商貿有限公司董事長	300株
【取締役候補者とした理由】 当社において、長く生産物流部門に携わり、製造物流に精通し、かつ営業部門を含めた豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	ふじ わら え り 藤 原 英 理 (昭和36年8月7日生)	昭和62年4月 中外製薬株式会社入社 平成12年4月 野村證券株式会社入社 平成16年8月 あおば社会保険労務士法人設立 代表社員就任(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) あおば社会保険労務士法人代表社員	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>あおば社会保険労務士法人で代表社員としての経営経験もあり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また当社は、今後の当社の事業拡大にあたって、女性の経営視点を取り込む必要性を感じており、藤原氏の豊富な経験と見識を活かして、ご助言をいただくため、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 瓦葺利夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 藤原英理氏は、社外取締役候補者であります。
4. 藤原英理氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、藤原英理氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、藤原英理氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 再任が承認された場合は引き続き、藤原英理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

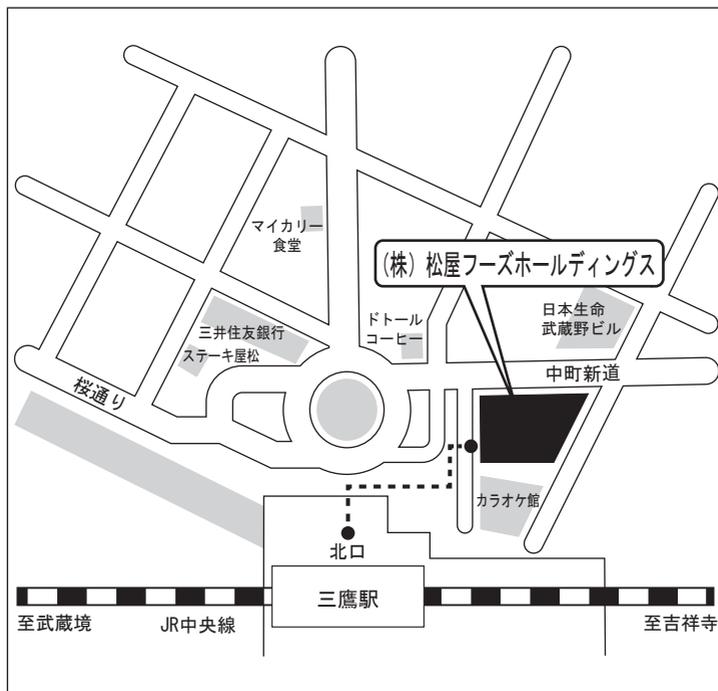
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
すずき かずのり 鈴木 和憲 (昭和30年4月23日生)	昭和54年3月 中央大学法学部卒業 平成元年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成10年4月 中央大学法学部特別講師 平成14年1月 「シグマ麹町法律事務所」設立 (現任) 平成19年4月～平成20年3月 第一東京弁護士会副会長 平成25年4月～平成26年3月 日本弁護士連合会常務理事	—
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 鈴木和憲氏は、弁護士として長年培われた法律知識を、社外監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。鈴木和憲氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役に就任された場合、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 鈴木和憲氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 鈴木和憲氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鈴木和憲氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
4. 鈴木和憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都武蔵野市中町一丁目14番5号
株式会社松屋フーズホールディングス本社 5階 会議室
※昨年と会場が変更になっております。



交通のご案内

◇ JR中央線「三鷹駅」(北口)から徒歩約2分

駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮
下さいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解
下さいますようお願い申し上げます。